

島田市サテライトオフィス等進出事業 概要（案）

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症をきっかけに、首都圏企業の地方分散化やリモートワークの機運が高まる中、新たなビジネスモデルを開発し、新市場を開拓するスタートアップ企業や独自技術を持った企業などのサテライトオフィス設置、本社移転、シェアオフィスの開設を支援することで、新産業や雇用を創出し、地域経済の活性化を図る。

2 用語の定義

①サテライトオフィス

島田市に事業所を設置していない事業者が設置する、本社又は本社機能（企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう）の一部をもった事業所のことをいう。

商店等、顧客と相対して営業することを主とした店舗形態のものは該当しない。

②本社移転

島田市に本社を設置していない事業者が市内に本社を移転することをいう。

③シェアオフィス

複数の利用者が同じスペースを共有するオフィスのことをいう。

3 補助対象者

①市内にサテライトオフィスを設置する事業者

②市外から市内に本社を移転する事業者

③市内にシェアオフィスを開設する事業者

4 補助対象要件

A 対象業種：指定なし

B 他、以下要件に該当するもの

- ・市内にサテライトオフィス等を設置した後、3年以上計画的に事業を実施することが見込まれるもの
- ・①②については、設置する事業所に役員又は従業員を2人以上置く事業者
- ・風営法又は公序良俗に反する営業でないこと
- ・暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

5 対象経費・補助率

	補助対象経費	補助額	スタートアップ企業加点
①	建物改修費 (通信環境整備費を含む)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、300万円を限度とする(1回限り)	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内の額とし、300万円を限度とする(1回限り)
②	建物賃借料 (敷金及び権利金を除く)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、60万円を限度とする(月額5万)	
③	通信回線料	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、36万円を限度とする(月額3万)	
④	設備費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、30万円を限度とする(1回限り)	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内の額とし、30万円を限度とする(1回限り)

※1 事業者あたりの支給額上限

1年目(4,260千円) + 2～3年目(960千円×2年) = 1,920千円 = 6,180千円

※②③に係る補助金の支給期間は、事業開始後3年までとする。

6 予算規模

8,520千円(令和3年度実績 2件を目標)

7 その他

国県その他地方公共団体から補助その他の助成又は委託を受けていない事業に限る。